

## 長野県烏川溪谷緑地の指定管理者による管理に関する基本協定書（案）

長野県安曇野建設事務所長 （以下「県」という。）と

（以下「指定管理者」という。）とは、長野県烏川溪谷緑地（以下「本緑地」という。）の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり長野県烏川溪谷緑地の指定管理者による管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 基本協定は、長野県都市公園条例（昭和41年長野県条例第23号。以下「条例」という。）第21条の規定により指定された指定管理者が行う本緑地の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（信義則）

第2条 県及び指定管理者は、信義を重んじ、誠実に基本協定を遵守しなければならない。

（指定期間）

第3条 指定管理者が本緑地の管理業務を行う期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理業務）

第4条 本緑地の管理業務は、次に掲げるものとする。

(1) 本緑地（備品等を含む。）の維持管理及び利活用に関する業務

(2) 「烏川溪谷緑地市民会議」の開催、活動等に関する業務

(3) 上記業務に付帯する業務

2 前項に掲げる管理業務の細目は、別添長野県烏川溪谷緑地管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

3 指定管理者は、本緑地の平等な利用の確保を図り、かつ、本緑地の効用を最大限発揮するとともにその管理に係る経費の縮減を図るよう、指定管理者が本緑地の指定管理者指定の申請の際に提出した事業計画書（以下「事業計画書」という。）を基本として、第8条第1項の規定による管理計画書に基づき、本緑地の管理業務を適切に行わなければならない。

（善管注意義務）

第5条 指定管理者は、関係法令及び基本協定の定めるところに従うほか、常に善良なる管理者の注意をもって、本緑地を常に良好な状態に管理する義務を負うものとする。

（基本協定以外の規定の適用関係）

第6条 基本協定、基本協定に基づき事業年度ごとに定める指定管理者による管理に関する協定書（以下「年度協定」という。）、仕様書及び事業計画書の記載事項の間に矛盾、齟齬がある場合は、基本協定、年度協定、仕様書、事業計画書の順に、その解釈が優先するものとする。

（管理物件）

第7条 指定管理者が、本緑地の管理業務により管理する施設、工作物その他の物件及び物品（以下「管理物件」という。）は、県が別に提示する都市公園台帳及び物品台帳によるものとする。

2 県と指定管理者は、指定期間開始時及び終了時に、管理物件の内容を確認するものとする。

3 指定管理者は、管理物件を、管理業務を行う目的以外に使用してはならない。ただし特別な理由があるものとして県が承認した場合は、この限りではない。

- 4 県は、条例又は財産に関する条例（昭和 39 年長野県条例第 17 号）の規定に基づき、第三者に本緑地の施設、工作物その他の物件の管理又は使用を許可することができるものとする。この場合、当該許可に係る物件は、管理物件の対象から除かれるものとする。
- 5 県は、前項の許可をしたときは、その旨を指定管理者に通知するものとする。

（管理計画書）

- 第 8 条 指定管理者は、指定期間中、毎年 4 月 1 日までに当該事業年度の管理業務の実施に係る管理計画書（様式第 1 号）を提出しなければならない。
- 2 県は、前項の管理計画書の内容が適当であると認めるときは、これを承認するものとする。
  - 3 指定管理者は、管理計画書の内容を変更しようとするときは、その都度県の承認を得なければならない。

（管理経費）

- 第 9 条 本緑地の管理に係る経費は、県が指定管理者に支払う指定管理料をもって充てるものとする。
- 2 第 3 条第 1 項に規定する期間における前項の指定管理料の総額は 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。
  - 3 第 1 項の指定管理料の事業年度ごとの額及び支払に関する事項は、事業年度ごとに県と指定管理者が協議のうえ予算の範囲で定める年度協定によるものとする。

（経理）

- 第 10 条 指定管理者は、本緑地の管理業務を行うに当たって、次に掲げる事項に留意して適正に経理を行わなければならない。
- (1) 本緑地の管理に関する収支を明らかにするため、本緑地の管理に関する会計を設けること。
  - (2) 経理に関する規定等を定め、経理を行うこと。
  - (3) 収支計算、備品の管理、物品の出納に関する帳簿を作成すること。
- 2 指定管理者は、本緑地の管理に関する経理を明らかにする関係書類を整備し、指定期間終了後 5 年間保存するとともに、県の要求があれば、それに応じなければならない。

（職員の配置）

- 第 11 条 指定管理者は、本緑地の固有の環境を保持する管理業務を行うために必要な知識と技術及び経験を有する者を適正に配置しなければならない。また、本緑地の管理にあたる職員は、環境管理事務所に常駐して業務を行うものとする。
- 2 指定管理者は、第 8 条の規定による管理計画書により職員の配置計画を、県に提出するものとする。
  - 3 指定管理者は、制服、腕章、名札等を定め、これらを職員に着用させ、本緑地利用者に対し緑地管理に従事する者であることを明示させなければならない。

（危機管理対応）

- 第 12 条 指定管理者は、本緑地内における災害、事故等の事態に対応するため、危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、職員等に対し必要な訓練を行わなければならない。
- 2 指定管理者は、本緑地内において人身事故が発生した場合は、事故者の保護に努め、応急手当を行うほか、救急車の要請をする等適切な措置を行わなければならない。
  - 3 指定管理者は、本緑地内において盗難、紛争等の事件が発生した場合は、本緑地を所管する警察署に通報するものとする。
  - 4 指定管理者は、前 2 項の事故、事件（以下「事故等」という。）が発生した場合は、直ちに

その旨を県に報告するとともに、事故等の顛末を事故・事件報告書（様式第2号）により、県に報告しなければならない。

- 5 指定管理者は、事故等が発生した場合は、事故等の内容にかかわらず、事故等が発生した原因の究明に努めるとともに、本緑地の管理上改善すべき点がある場合は、改善に必要な措置を行わなければならない。

（個人情報の保護）

第13条 指定管理者は、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）及び同条例施行規則に準拠した規定を設け、個人情報の保護を図るための必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（暴力団等からの不当介入に係る報告及び届出の義務）

第13条の2 指定管理者は、この基本協定に係る業務の遂行に当たり、長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第6条第1項に規定する暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく県に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（秘密保持）

第14条 指定管理者は、本緑地の管理業務を行うに当たって動植物の貴重種に関する情報などの知り得た秘密を漏らしてはならない。

（権利譲渡等の禁止）

第15条 指定管理者は、この基本協定の締結により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又はその権利を担保に供してはならない。

（再委託の制限）

第16条 指定管理者は、本緑地の管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、管理業務を効率的に行うため必要があると認められる場合は、県の承認を得て当該業務を委託することができる。

（文書の管理、保存）

第17条 指定管理者は、長野県文書規程（昭和44年訓令第2号）に準拠した文書管理に関する規定等を定め、本緑地の管理業務を行うに当たって作成し、又は受領した文書等を適切に管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、指定期間終了時に、前項の規定により管理する文書等を、県の指示に従い県に引き渡すものとする。

（情報公開）

第18条 指定管理者は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）及び同条例施行規則に準拠した規定を設け、本緑地の管理運営状況について、積極的に情報の公開に努めなければならない。

（環境への配慮）

第19条 指定管理者は、本緑地の管理業務に当たっては、次のとおり緑地内の貴重な自然環境に配慮するものとする。

- (1) 電気、水道等の使用量削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素など

の温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理を図ること。

- (2) 資源採取から廃棄物に至る物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した物品の調達に努めること。

(保険)

第 20 条 指定管理者は、次に掲げる内容の施設賠償責任保険に加入しなければならない。

- (1) 身体賠償保険金 1 名につき 1 億円 1 事故につき 3 億円 免責金額なし
- (2) 財物賠償保険金 1 事故につき 1 千万円 免責金額なし

- 2 前項の保険は、施設設置者を県、施設管理者を指定管理者とする内容のものとする。

(リスク分担)

第 21 条 本緑地の管理業務に関する、県及び指定管理者のリスク分担は、仕様書第 5 のリスク分担表のとおりとする。

(原状回復)

第 22 条 指定管理者は、指定期間が終了したとき又は第 29 条の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、県の指示するところにより、本緑地を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合で、県の承認を得たときはこの限りではない。

- 2 前項の規定により指定管理者が本緑地を原状に回復した場合において、指定管理者は県に対し、原状に回復した費用を請求しないものとする。

(事業報告)

第 23 条 指定管理者は、事業年度終了後又は指定期間終了後若しくは第 29 条の規定により指定管理者の指定を取り消された後 60 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書（様式第 3 号）を県に提出しなければならない。

- (1) 本緑地の管理業務の実施状況
- (2) 本緑地の管理に係る経費の収支状況
- (3) 自主事業の実施状況
- (4) その他県が必要と認める事項

- 2 県は、前項の事業報告書の提出があったときは、管理業務の完了検査を行うものとする。
- 3 本条第 1 項の事業報告書のほか、指定管理者は、年度協定の定めるところにより、管理報告書を県に提出しなければならない。

(剰余金の取扱い)

第 24 条 指定管理者は、指定期間終了後において、剰余金が生じ、剰余金が指定期間中の総収入額の 5 % にあたる額を超える場合には、剰余金と指定期間中の総収入額の 5 % にあたる額の差額の 2 分の 1 の額を、県に納付するものとする。

(重要事項の変更)

第 25 条 指定管理者は、名称、主たる事務所の所在地、代表者又は定款の変更をしたときは、速やかにその旨を県に届け出なければならない。

(指定管理者の構成員の変更)

第 25 条の 2 指定管理者は、やむをえない事由を除きその構成員を変更することができない。

- 2 指定管理者は、やむをえない事由により構成員を変更する場合、県に申出なければならない。
- 3 県は、前項の申出を受けた場合、指定管理者との協議を経てその処置を決定するものとする。

る。

(指定管理者に対する調査、指示)

第 26 条 県は、本緑地の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対し管理業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示(例：緊急、安全点検、公園に関する調査回答、監査・検査等)をすることができる。

2 指定管理者は、前項の指示に従って必要な措置をした場合は、速やかにその結果を県に報告しなければならない。

(利用者満足度調査の取扱い)

第 27 条 県は、仕様書の利用者満足度調査について、その調査の結果を検証するものとする。

2 県は、前項の検証により本緑地の管理が良好でない認められる場合は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができるものとする。

(事業の継続が困難になった場合の措置等)

第 28 条 指定管理者は、本緑地の管理業務の適正な継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合は、速やかにその旨を県に報告しなければならない。

2 前項の場合において、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、本条第 1 項の場合が、不可抗力その他県及び指定管理者両者の責に帰することができない事由によるものであるときには、県と指定管理者は、本緑地の管理業務の継続の可否について協議するものとする。

(指定の取消し等)

第 29 条 県は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、指定管理者に対して書面により通知した上で、基本協定を解除するとともに指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

(1) 指定管理者が第 26 条第 1 項の規定による指示に従わなかったとき。

(2) 第 27 条第 2 項又は前条第 2 項の規定により、県が期間を定めて改善策の提出及び実施を求めた場合において、指定管理者がその期間内に改善することができなかったとき。

(3) 指定管理者が暴力団等に該当することが判明したとき。

(4) 指定管理者が、第 16 条の規定により本業務の一部を第三者に実施させる場合において、当該第三者が暴力団等に該当することが判明し、県が指定管理者に対して当該第三者との契約を解除するよう求めたにもかかわらず、指定管理者がその求めに応じないとき。

(5) その他指定管理者が基本協定又は関係法令等の規定に違反する等、指定管理者が本緑地の管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定は、指定管理料の支払いがあった後においても適用するものとする。

(指定管理料の返還等)

第 30 条 前条の場合において、指定管理者に対して既に指定管理料の支払いがなされているときは、指定管理者は、当該指定管理料を返還しなければならない。ただし、当該指定管理料のうち、本緑地の管理業務を正當に履行したものとして県が認めた部分については、返還を要しないものとする。

2 前項の場合において、県が定める納期限までに返還すべき指定管理料を指定管理者が納付しなかったときは、指定管理者は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき指定管理料に対し年 2.7%の割合で計算した額の遅延利息を県に支払わなければならない。

(損害賠償等)

第 31 条 指定管理者は、本緑地の管理物件を、損傷し、又は滅失したときは、県の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 指定管理者は、本緑地の管理業務を行うに当たって、指定管理者の責に帰すべき事由により県又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

3 第 28 条の場合において、県が損害を受けたときは、指定管理者は、その損害を賠償しなければならない。

4 本条第 2 項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ県がその損害を賠償したときは、県は指定管理者に対して求償権を有するものとする。

(管理業務の引継ぎ)

第 32 条 指定管理者は、指定期間が終了したとき又は指定管理者の指定を取り消されたときは、県の指示に従い、県又は県が指定した者に対して管理業務、文書等を適正に引き継がなければならない。ただし、県の承認を得たときはこの限りではない。

(非常災害時の臨時休園)

第 33 条 県は、非常災害その他の事故が発生したときは、本緑地の全部又は一部の利用を制限するとともに、復興復旧の間は、地域住民の避難場所等として使用することができる。

(協定の改定)

第 34 条 基本協定の締結後、法令の改廃、不可抗力その他の特別な事情が生じたときは、県及び指定管理者は協議して、基本協定を改定することができる。

(疑義等の解決)

第 35 条 この基本協定に関し疑義が生じたとき又はこの基本協定に定めのない事項については、県及び指定管理者は協議して定めるものとする。

この基本協定の締結を証するため、協定書 2 通を作成し、県及び指定管理者は記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 30 年 月 日

県 長野県安曇野建設事務所

所 長

印

指定管理者

印